

岩倉小学校 いじめ防止基本方針

美馬市立岩倉小学校

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法）

2 いじめの防止に対する基本的な考え方

（１）いじめの防止

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、全ての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となって取り組む。

このために、教育活動全体を通して、すべての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」との理解を促すし、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成の素地を養う。

（２）いじめの早期発見

教職員が日頃からささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。

（３）いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導にあたっては、学校と家庭、地域や関係機関（警察、児童相談所等）と組織的に連携・協働する指導体制を構築する。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体といじめの問題を協議する場を設けたり、学校運営協議会制度を活用したりするなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進する。

（５）関係機関との連携

いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携する。このため、普段から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

3 学校いじめ対策組織

（１）組織の構成

管理職、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任により構成し、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

（２）組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり報告を受ける。
- ③ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録をして共有する。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

4 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

5 いじめ未然防止の取組

- (1) 教育・指導場面
 - ① 教育活動全体を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を児童一人一人に徹底する。
 - ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、命の大切さを実感させたり、相手を思いやる心の醸成を図ったりして、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童が他の児童と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育む。
 - ③ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
 - ④ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。また、児童自身が、いじめに関わる問題を学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
 - ⑤ 児童会活動などにおいて、「いじめ防止委員会」を中心に児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
 - ⑥ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。また、ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ⑦ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
 - ⑧ 情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、インターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。
 - ⑨ インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、いじめを受けた児童に深刻な傷を与えない行為であることを理解させる取組を行う。また、インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することが非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
 - ⑩ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。
 - ⑪ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
 - ⑫ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
 - ⑬ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
 - ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。
 - ⑮ 中学校に入学する児童に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、中学校との円滑な接続を図る。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を学校ホームページ等に公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得よう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみでの対策を推進する。

6 いじめの早期発見の取組

- (1) 各学期の始業式や学級懇談等において、児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守り抜くことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼して安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教職員用）」等を使って、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、早期に学校全体で組織的に対応する。
- (3) 全校児童を対象とした、いじめ発見のための「アンケート調査」を、毎月実施したり、「教育相談」や「誠（日記）」等から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「学校いじめ対策組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等の連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配付するなど、いじめ問題への関心をもってもらい保護者からの情報提供を促す。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示の下、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 「学校いじめ対策組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議などを通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童、いじめられた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに保護者に対して適切に情報提供を行い連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
 - ① いじめられた児童を徹底して全力で守り、いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ② 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ③ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ④ 本人や保護者の気持ちにより添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑤ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - ⑥ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数の教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める
- (4) 他の児童への指導
- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
 - ③ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - ④ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会などへの報告と連携
- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適応を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿わっ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を結集して対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
- ① 恐喝、暴行、傷害等犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく警察へ通報し、連携した対応をとる。
 - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には直ちに警察に通報する。
 - ③ インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- (7) いじめの解消状態
- 少なくとも、次の二つの要件が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ① いじめに係る行為が止んでいること。その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期的な期間を設定できる。
 - ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

8 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

9 重大事態への対応

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

10 学校の取組に対する評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

11 年間計画（いじめ防止プログラム）

（１）年間目標

- ・ いじめは、どの子どもでも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 学習指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。

（２）年間計画

	内 容	対策	対象者	担 当
4月	・ 新組織職員会 ・ 職員会 ・ 始業式、入学式、学級開き、家庭訪問、PTA総会 ・ 授業参観 ・ 1年生を迎える会 ・ ふれあい活動開始 ・ 校内研修 ・ 生活アンケート	・ 学校基本方針の共通理解 ・ 指導方針の共通理解 ・ 指導体制や指導計画の公表・周知 ・ 学校生活の把握 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 児童に対する共通理解 ・ 児童の生活実態の把握	教職員 教職員 保護者 児童 保護者 児童（全学年） 児童（全学年） 教職員 児童（全学年）	管理職 生徒指導主任 管理職 各担任 各担任 特別活動主任 別活動主任 生徒指導主任 各担任
5月	・ 職員会 ・ バス遠足 ・ ゴミ0クリーン作戦 ・ ふれあい活動 ・ 生活アンケート ・ 教育相談	・ 生徒指導上の共通理解 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 児童の生活実態の把握 ・ 配慮を要する児童の実態把握・情報共有	教職員 児童 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者 教職員	生徒指導主任 各担任 環境教育主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
6月	・ 校内研修 ・ ふれあい活動 ・ 生活アンケート ・ 教育相談	・ 授業改善、学力向上 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 児童の生活実態の把握 ・ 配慮を要する児童の実態把握・情報共有	教職員 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者 教職員	学力向上推進員 研修主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
7月	・ 七夕集会 ・ ふれあい活動 ・ 職員会 ・ 生活アンケート ・ 個人懇談	・ 良好な人間関係の構築 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 夏季休業日中の生活指導 ・ 児童の生活実態の把握 ・ 家庭との連携	児童（全学年） 児童（全学年） 教職員 児童（全学年） 保護者	人権教育主事 特別活動主任 生徒指導主任 生徒指導主任 各担任
8月	・ 校内研修 ・ 校外補導 ・ 全校登校日	・ 授業改善 学力向上 ・ 夏季休業日中の生活環境の把握 ・ 夏季休業日中の生活指導	教職員 児童 児童（全学年）	研修主任 生徒指導主任 各担任
9月	・ 職員会 ・ 避難訓練 ・ ふれあい活動 ・ 生活アンケート ・ 教育相談	・ 夏季休業日明けの児童の情報共有 ・ 災害等緊急時の協働 ・ 良好な人間関係の構築 ・ 児童の生活実態の把握 ・ 配慮を要する児童の実態把握・情報共有	教職員 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	生徒指導主任 安全教育主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC

10月	・職員会 ・校内研修 ・愛校作業 ・ふれあい活動 ・生活アンケート ・教育相談	・期末の取組点検・評価 ・授業改善、学力向上 ・家庭との連携 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	教職員 教職員 教職員 保護者 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	管理職 研修主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
11月	・職員会 校内研修 ・人権学習参観日 ・障がい者施設との交流会 ・ふれあい活動 ・生活アンケート ・教育相談	・いじめ防止対策の共通理解 ・人権を尊重する態度の育成 ・人権を尊重する態度の育成 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	教職員 児童 保護者 児童（4年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	管理職 教頭・各担任 担任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
12月	・職員会 ・校外補導 ・ふれあい活動 ・生活アンケート ・教育相談	・冬季休業日の生活指導 ・冬季休業日中の生活環境の把握 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	教職員 児童 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	生徒指導主任 生徒指導主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
1月	・表現会 ・ふれあい活動 ・生活アンケート ・教育相談	・自己有用感、自己肯定感の醸成 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	各担任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
2月	・職員会 ・6年生を送る会 ・ふれあい活動 ・生活アンケート ・教育相談	・いじめ対策における本年度の総括、評価 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	教職員 児童（全学年） 児童（全学年） 児童（全学年） 児童 保護者	管理職 特別活動主任 特別活動主任 生徒指導主任 教育相談コーディネーター SC
3月	・職員会 ・卒業式 ・生活アンケート ・小中学校連絡会	・いじめ対策における次年度の計画 ・良好な人間関係の構築 ・児童の生活実態の把握 ・配慮を要する児童の実態把握 ・情報共有	教職員 児童（全学年） 児童（全学年） 教職員 児童 保護者	生徒指導主任 教務主任 生徒指導主任 担任 教育相談 コーディネーター

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 市教育委員会に報告する（学校又は市教育委員会のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・報道への対応 窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

組織① 既存の学校いじめ対策組織

管理職、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任、指導に係わる教職員

組織② 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

教育委員会、青少年育成センター、こども家庭センター、西部こども女性相談センター、スクールソーシャルワーカー、美馬警察署、学校医、学校運営協議会委員

組織③ 調査を行うための第三者組織

こども家庭センター、西部こども女性相談センター、スクールソーシャルワーカー、美馬警察署、学校医、弁護士、学識経験者

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調査項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照）
 - ①文書情報の整理
 - ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
 - ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。
 - ④情報の整理（詳細調査の実施P19）

VI 調査結果を市教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

平成26年3月策定
平成30年1月改定
令和8年7月改定